

日本スポーツ振興センター災害給付について

学校管理下でのケガで、病院で治療を受けた時は、日本スポーツ振興センターの災害給付金(全額+見舞金1割)を申請下さい。

日本スポーツ振興センターの災害給付制度とは、学校の管理下の災害による負傷等に備えて、国・加西市・保護者の3者負担により加入している共済制度です。今年も全校生まとめて加入します。ご承認ください。
(掛け金 年460円 学年会計より)

学校での負傷では、市の「子ども医療費受給者証」を利用せず、スポーツ振興センターの災害給付金(治療費全額+見舞金1割)を請求して下さい。

《請求方法》

まずは「治療費」をお支払い下さい。治療の最終で「申請書」を病院の窓口へ提出し、必要事項を記入してもらって、再度学校へ提出してもらいます。「申請」から約2ヶ月後に指定口座へ振り込まれます。 ※「申請書」は学校にありますので申し出て下さい。

管理下とは

- ・授業中、休み時間、清掃中など学校にいるとき。
- ・登下校の決まった通学路での災害も含まれます。
- ・修学旅行、部活動、トライやるも含まれます。



「申請書」について

- ・請求手続きは、すべて学校で行いますので、学校や登下校や部活動でケガをして医療機関(接骨院・別設の薬局等も含む)にかかったときは連絡してください。診療を受けた1ヶ月分の治療費を記入してもらう用紙(医療等の状況他)を渡しますので、月ごとに病院で記入してもらい、学校へ提出してください。

給付の対象は？

- ・療養に要する費用の額が、5000円以上のもの。保険証(3割負担の場合)を使って、1500円以上かかったものが対象で、それ未満は給付の対象になりません。
- ・後遺障害があるときは、障害見舞金が程度に応じて支払われます。
- ・入院時等には食事療養費等が支払われます。

※1か月の診察代1500円未満、診療点数が500点未満である場合は、「子ども医療費受給者証」でお願いします。その時も学校まで申し出て下さい。

給付の方法は？

- ・手続きをしてから約2ヶ月後に、口座振替により振り込まれます。

請求の時効と給付期間は？

- ・給付金の支払い請求の時効は2年間です。医療費の支給期間は、初診から最長10年間です。

給付の金額は？

- ・医療保険並の療養に要する費用の額の4割(そのうち1割分は療養に伴って要する費用【見舞金】として加算される分)が給付されます。保険証(3割負担の場合)を使って、例えば3000円を支払った場合、4000円(1割の見舞金加算)が給付されます。